

第2期日田市自殺対策計画

～ひたむきに みんなで支えあう

大切ないのち～



令和7年3月

日田市

はじめに

本市では、令和2年3月に、自殺対策基本法に基づき「日田市自殺対策計画」を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関・団体と連携を図りながら、総合的に自殺対策を推進してまいりました。

一方で、昨今、新型コロナウイルスの感染拡大、自然災害の発生、物価高騰等の影響により、日常生活上の不安や悩み、ストレスを抱える環境も変化しており、こうした時代や環境の変化に対応した自殺対策の推進が求められております。

本市の自殺者数の動向を見ると、近年、全体としては10人前後で推移しており、男性は、いわゆる「働き盛り世代」である中高年層が多くの割合を占めており、女性は「自殺したいと思ったことがある人の割合」が男性に比べると高い傾向にあります。

このような中、令和4年10月、国において「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されており、令和6年1月に示された地域自殺対策政策パッケージの中の重点施策として「女性への自殺対策」が追加されたところです。

以上のような状況を踏まえ、本市では、誰も自殺に追い込まれることのない日田市の実現を目指すことを目的に、今後も着実に自殺対策を推進するため、市民の皆様への「こころの健康についての意識調査」の結果も踏まえつつ、今年4月からスタートする「第2期日田市自殺対策計画」（以下「第2期計画」という。）を策定いたしました。

第2期計画におきまして、本市としましては、特に女性への支援、働き盛り世代の男性への支援、ゲートキーパーの養成や自殺対策の普及啓発等に力を入れて取組を進めてまいります。また、本計画は、第6次日田市総合計画における「福祉」分野の「住む安心を高める～いつまでも暮らしたい ひと～」に位置づけられており、地域や企業等と連携を図りながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご提言をいただきました日田市自殺対策委員会の皆様をはじめ、「こころの健康についての意識調査」にご協力いただきました市民の皆様、関係各位の方々に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

日田市長 棕野 美智子



目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 趣旨について	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の位置付け	1
(参考1) 国の自殺総合対策大綱の概要	2
(参考2) 地域自殺対策政策パッケージ	2
第2章 日田市における自殺の現状と課題	3
1. 統計資料からみた現状	3
(1) 日田市における自殺の特徴	3
(2) 男女別・年代別状況	4
(3) 原因・動機別状況	6
(4) 地域自殺実態プロフィール	7
2. 意識調査からみた現状	9
(1) 調査の概要	9
(2) 調査結果の主な概要	10
3. 第1期計画の課題における取組内容と評価	20
4. 計画の数値目標	21
第3章 自殺対策における取組	22
1. 基本施策	25
(1) 地域におけるネットワークの強化	25
(2) 自殺対策を支える人材の育成	27
(3) 市民への啓発と周知	28
(4) 自殺未遂者、自死遺族等への支援の充実	29
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	30
2. 重点施策	31
(1) 高齢者への対策	31
(2) 生活困窮者の対策	33
(3) 勤務・経営問題による自殺対策	34
(4) 子ども・若者への対策	35
(5) 災害被災者への対策	37
(6) 女性への自殺対策	38
3. 生きる支援関連施策	39
第4章 計画の策定・推進体制	41

資料編

SDGsに関する取組	42
日田市自殺対策委員会設置要綱	43
日田市自殺対策委員会委員団体名簿	45
日田市自殺対策庁内推進委員会設置要綱	46

第1章 計画策定の趣旨等

1. 趣旨について

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行、平成19年には自殺総合対策大綱が策定され、全国的に自殺対策が総合的に推進されてきました。平成28年4月に改正された自殺対策基本法において、全ての自治体に市町村自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市においては、平成29年に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づき、令和2年3月に「日田市自殺対策計画」を策定し多部署で連携を図り、生きることへの包括的支援を実施しています。

このような中、第1期の計画が令和6年度までであることから、国の「自殺総合対策大綱」及び「地域自殺対策政策パッケージ」(※)の内容や、本市における自殺の現状や課題を踏まえ、全庁はもとより市全体で更なる自殺対策の推進を図るため、第2期計画を策定し本市の状況に即した自殺対策を具体的に推進し、誰もが自殺に追い込まれることのない日田市の実現を目指します。

(※)「自殺総合対策大綱」及び「地域自殺対策政策パッケージ」の概要については、次頁の(参考1)及び(参考2)を参照。

2. 計画の期間

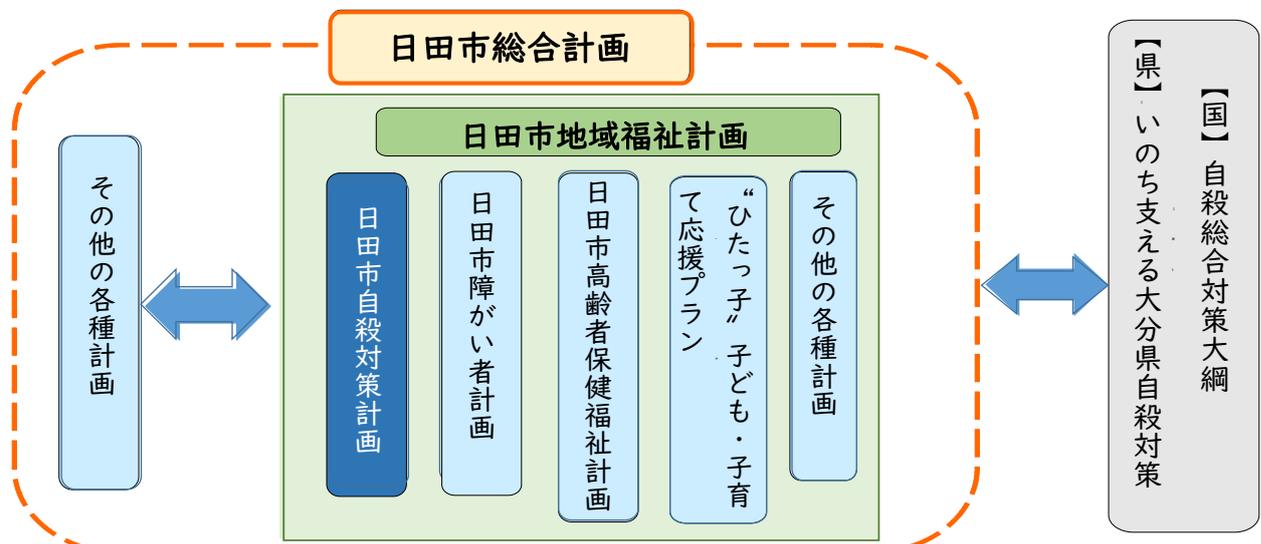
本計画の推進期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。但し、市民の健康課題やニーズ、社会情勢に応じて見直しを行います。

3. 計画の位置付け

本計画では、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、国の自殺総合対策大綱や大分県自殺対策計画の趣旨を踏まえつつ、本市の状況に応じた自殺対策を推進するために策定するものです。

また、第6次日田市総合計画をはじめとする各種計画との整合性を図っています。

<図表1 日田市自殺対策計画と関連計画の位置付け>



(参考1) 「自殺総合対策大綱」の概要

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととされております。平成19年6月に策定された後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定された大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、

- ・子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ・女性に対する支援の強化
- ・地域自殺対策の取組強化
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など

を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

(参考2) 「地域自殺対策政策パッケージ」の概要

地域自殺対策政策パッケージは、「いのち支える自殺対策推進センター」(「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」が定める指定調査研究等法人)が、地域の自殺対策計画の策定、推進を支援するために策定したもので、「基本パッケージ」と「重点パッケージ」から構成されています。

「基本パッケージ」は、すべての自治体で取り組むことが望ましい施策、「重点パッケージ」は、自殺総合対策大綱で示されている重要な施策を勘案しつつ、地域における自殺対策をより効果的に実施するために、自治体の地域特性に応じて、基本パッケージに付加することが望まれる施策となっており、令和5年度に策定されたものは以下の事項となっております。

	前回パッケージ(平成29年度)	今回パッケージ(令和5年度)
基本パッケージ	1. 地域におけるネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 住民への啓発と周知 4. 生きることの促進要因への支援 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	1. 地域におけるネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 住民への啓発と周知 4. 自殺未遂者等への支援の充実(★) 5. 自死遺族等への支援の充実(★) 6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
重点パッケージ	1. 子ども・若者 2. 勤務・経営 3. 生活困窮者 4. 無職者・失業者 5. 高齢者 6. ハイリスク地 7. 震災等被災地 8. 自殺手段	1. 子ども・若者 2. 勤務・経営 3. 生活困窮者 4. 無職者・失業者 5. 高齢者 6. ハイリスク地 7. 震災等被災地 8. 自殺手段 9. 女性(★)

※★は新しく示された施策

第2章 日田市における自殺の現状と課題

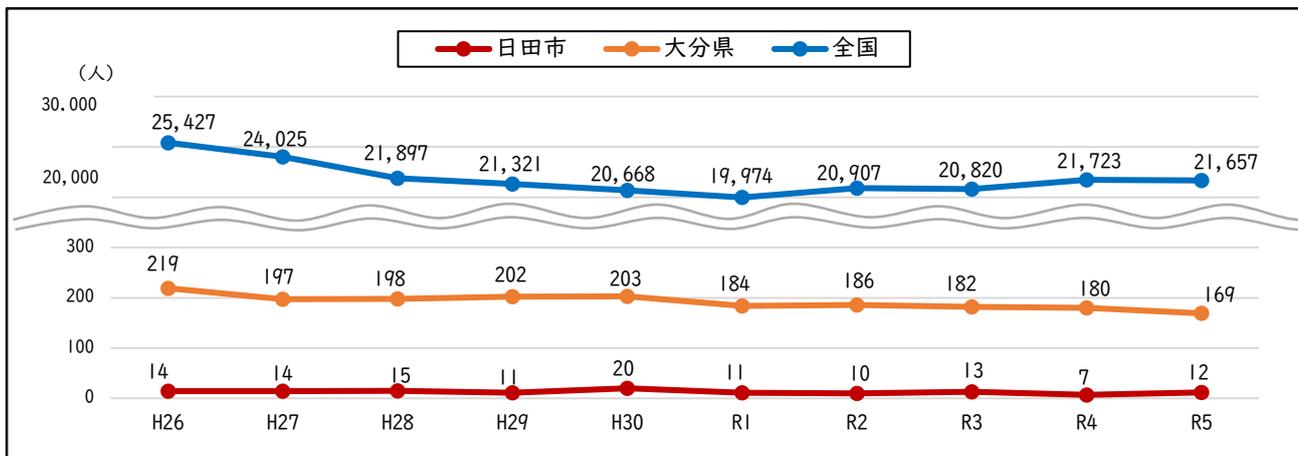
1. 統計資料からみた現状

(1) 日田市における自殺の特徴

① 自殺者数の推移

日田市の自殺者数は直近10年間を比較すると増減を繰り返しながら推移しており、平均すると12.7人となっております。なお、令和4年度はここ10年間で見たときに最も少なくなっていました(7人)、令和5年度は以前の水準にまで増加しています。

<図表2 自殺者数の推移>

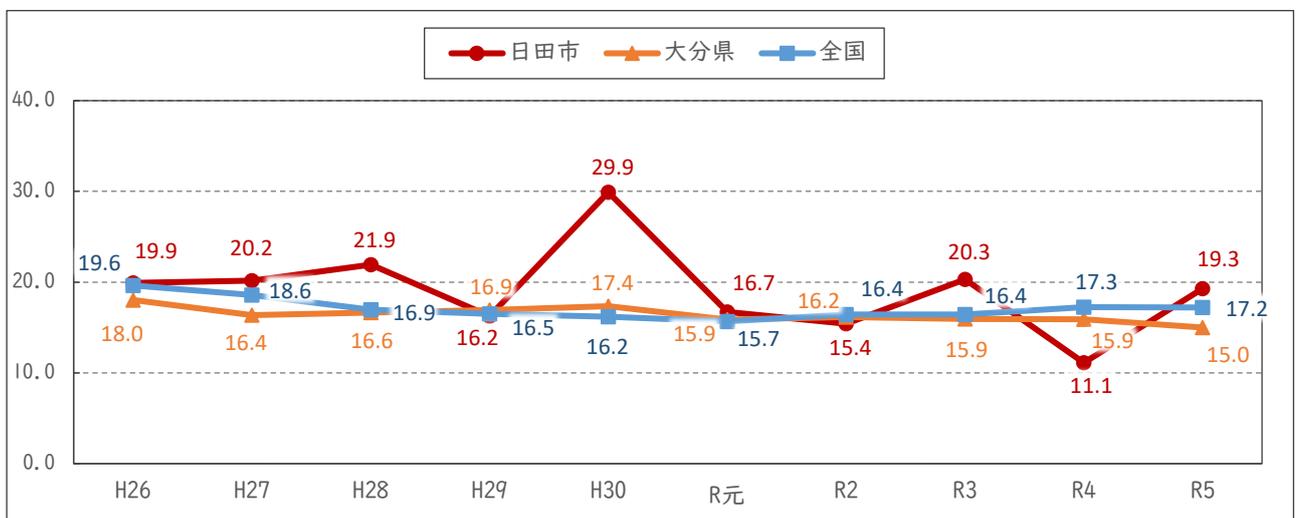


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（地域別・自殺日・住居地）

② 自殺死亡率の推移

日田市の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は直近10年間を比較すると増減を繰り返しながら推移しておりますが、令和5年度の自殺死亡率については、全国及び大分県の水準と比べると高くなっています。

<図表3 自殺死亡率の推移>



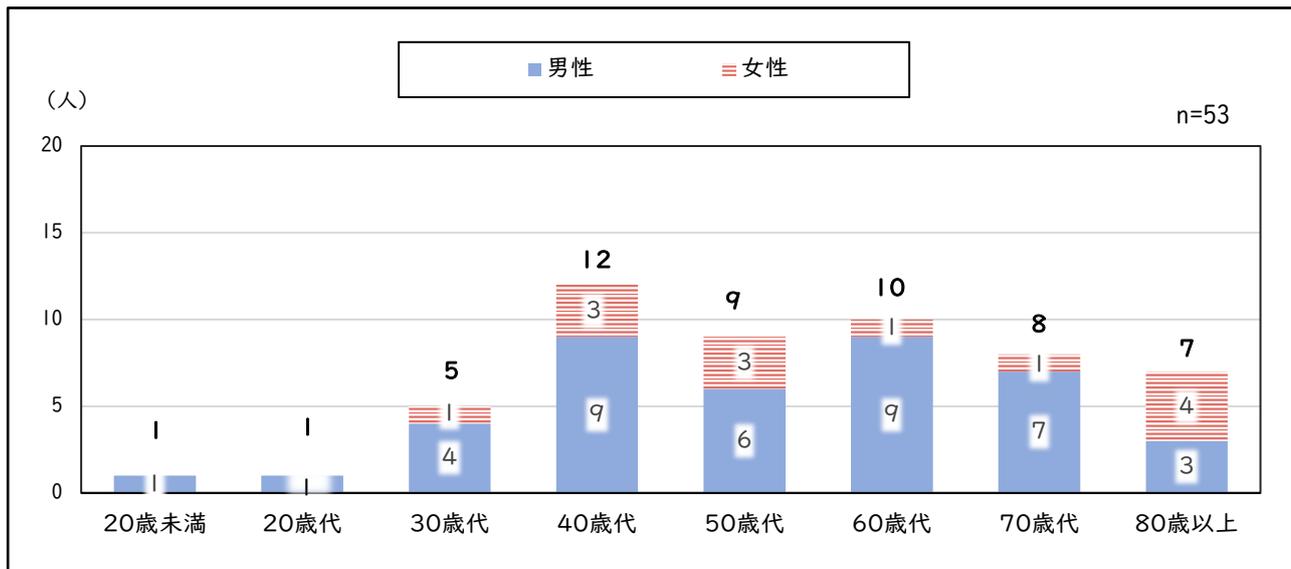
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（地域別・自殺日・住居地）

(2) 男女別・年代別状況

① 男女別・年代別にみた自殺者数および自殺者の構成割合

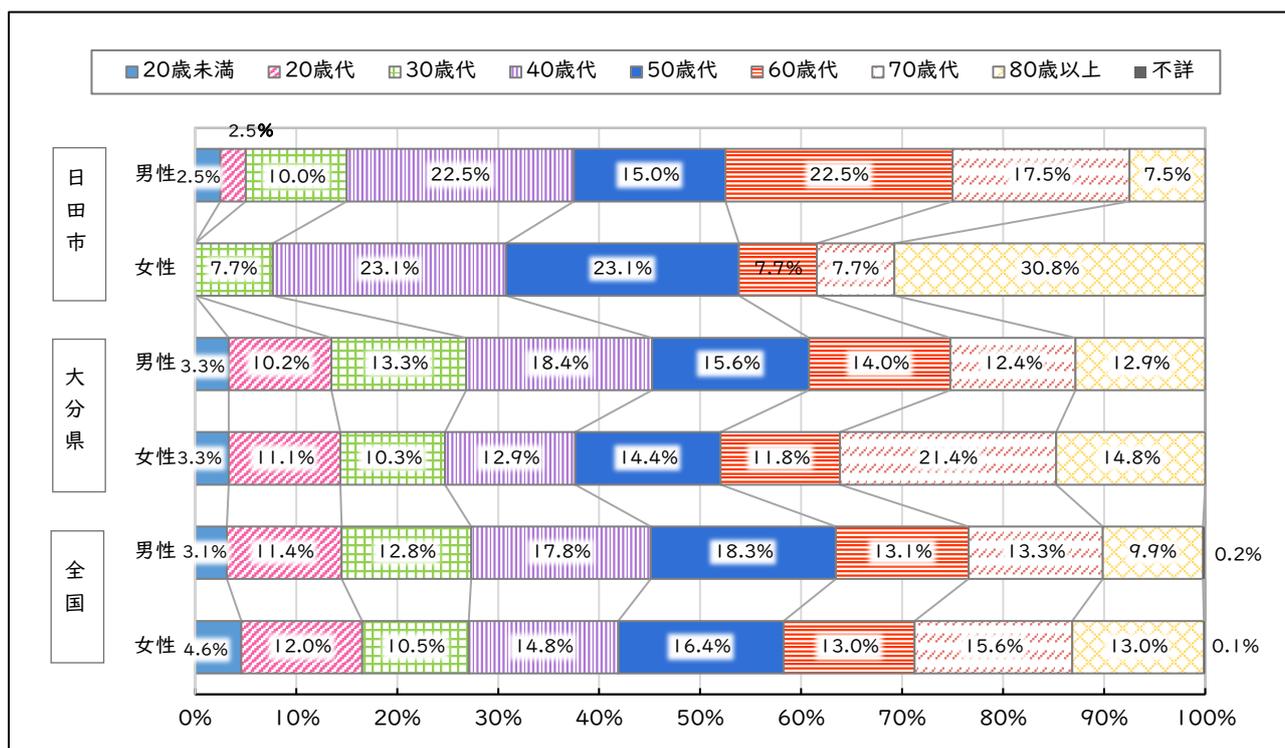
令和元年以降、5か年の日田市の自殺者数および自殺者の構成割合を男女別・年代別にみると、男性は40歳代～60歳代が全体の6割を占めています。一方で、女性は30歳代～50歳代の割合が過半数を占めております。これらの比率はいずれも、全国、大分県の水準と比べると高くなっています。

<図表4 日田市の男女別・年代別にみた自殺者数（令和元年から令和5年の5年間合計）>



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（地域別・自殺日・住居地）

<図表5 男女別・年代別にみた自殺者の構成割合（令和元年から令和5年の5年間合計）>

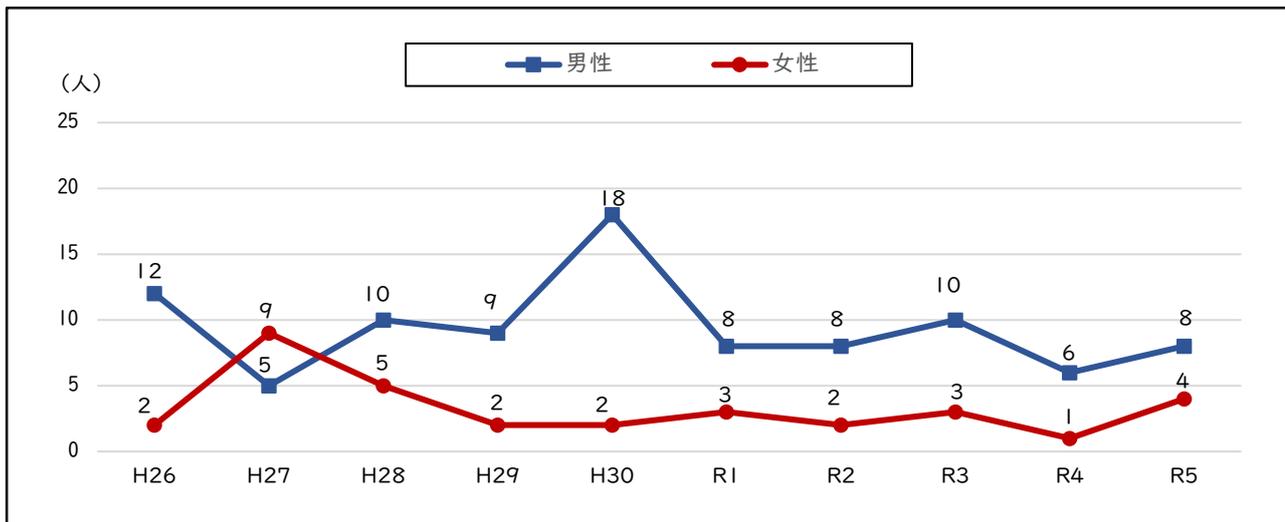


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（地域別・自殺日・住居地）

② 男女別自殺者数の推移

男女別の自殺者数の推移をみると、男性は直近10年の平均は9.4人。女性は3.3人となっております。令和5年の自殺者数は、男性、女性とも前年に比べて増加しましたが、特に女性については、直近10年の平均と比べると高い水準になっています。

<図表6 日田市の男女別自殺者数の推移>



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（地域別・自殺日・住居地）

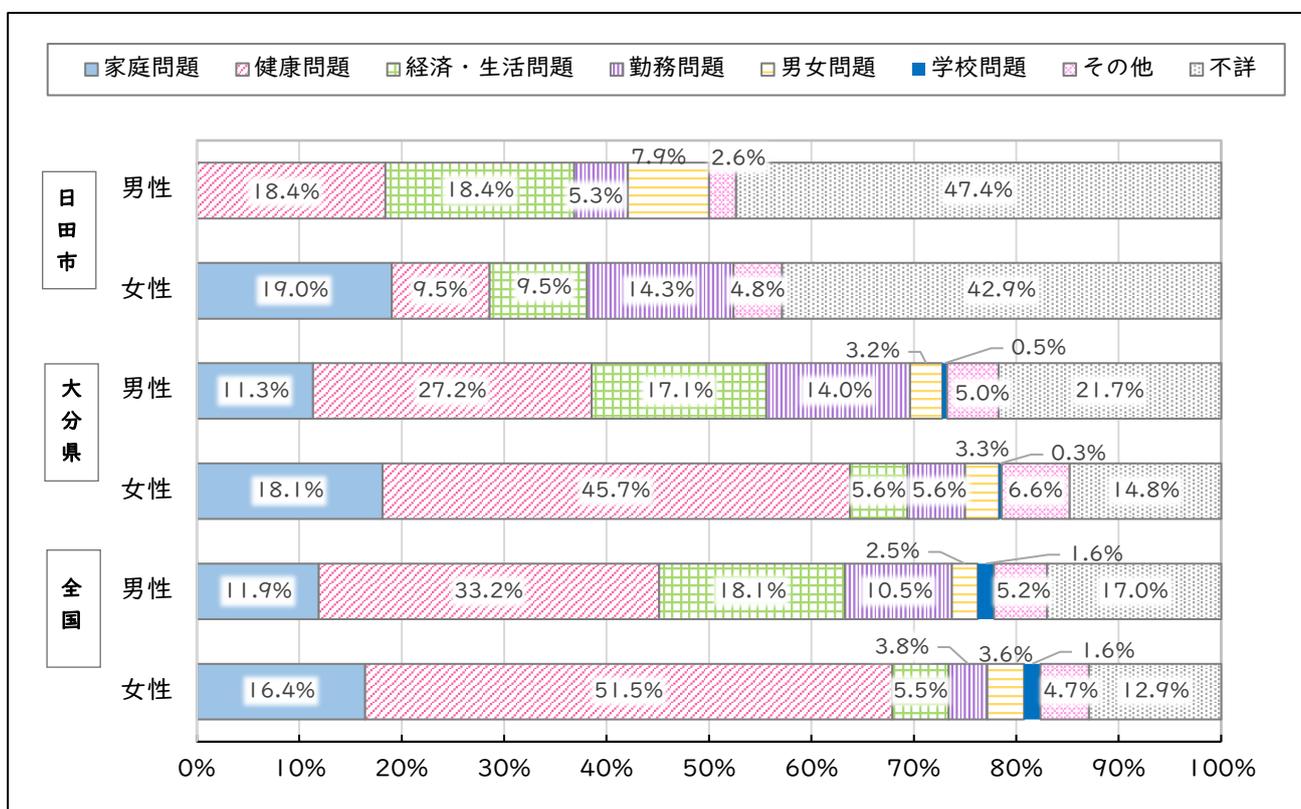
(3) 原因・動機別状況

① 男女別・原因・動機別にみた自殺者について

男女別・原因・動機別の自殺者の構成割合をみると、日田市の男性で、最も多かったものは、同率で「健康問題」(18.4%)と「経済・生活問題」(18.4%)となっています。他方で、全国及び大分県は、同様に「健康問題」の割合が最も高くなっているものの、次いで高い「経済、生活問題」との割合の差を見ると、いずれも10ポイント以上と大きく開いています。

女性は、「家庭問題」(19.0%)の割合が最も高くなっており、次いで「健康問題」(9.5%)となっています。他方で、全国及び大分県を見た場合、いずれも「健康問題」が突出して高い割合を占めており、次いで「家庭問題」となっています。

<図表7 男女別・原因・動機別にみた自殺者の構成割合 (令和元年から令和5年の5年間合計) >



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 (地域別・自殺日・住居地)

(4) 地域自殺実態プロフィール

「地域自殺実態プロフィール」とは、自治体の自殺対策計画策定を支援するため、自殺死亡者の性別や年齢、職業等の生活背景等のデータをもとにいのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が作成した資料です。

日田市の令和元年から令和5年の自殺死亡者数53人(男性40人、女性13人)の生活背景等を分析した結果、次のような特徴が示されています。

<図表8 日田市の主な自殺の特徴(自殺日・住居地、令和元年から令和5年の5年間合計)>

自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率 ¹⁾ (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 ²⁾
1位:男性60歳以上無職同居	7	13.2%	28.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性60歳以上無職独居	5	9.4%	105.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位:男性40~59歳有職独居	5	9.4%	102.9	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
4位:男性40~59歳有職同居	5	9.4%	16.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上無職同居	5	9.4%	11.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

引用：地域自殺実態プロフィール2024

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター(以下、JSCP)にて個別集計・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした

1) 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの

2) 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものの自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一でないことに留意

これらの属性情報から、本市の自殺者の年齢、家族形態、背景にある自殺の危機経路等を勘案し、推奨される重点パッケージとして、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」があげられています。

なお、第2期計画の重点パッケージでは、従前、「無職者・失業者」とされていたものが、「勤務・経営」に変更されています。

(注)「勤務・経営」：少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護等との両立の難しさ、長時間労働の是正やワークライフバランスの推進など様々な課題が挙げられることから、国は働き方改革を推進。働き方改革に係る諸施策を踏まえつつ地域の関係者等と連携しながら進めていく必

要があります。(長時間労働の是正、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、ハラスメント防止対策等)

<図表 9 推奨される重点パッケージ>

	1期計画時 (平成 25 年～平成 29 年)	2期計画時 (令和元年～令和 5 年)
重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 無職者・失業者	高齢者 生活困窮者 勤務・経営

2. 意識調査からみた現状

(1) 調査の概要

こころの健康や自殺に関する市民の考えなどを把握し、本計画策定に係る基礎資料とするために意識調査を実施しました。平成30年に調査を行っていない項目については令和5年の結果との比較ができない項目があります。

① 調査の種類

※ 2)については、1)と同時期に行った調査であり、1)に含まれない対象者や関連する調査項目の基礎資料が得られたことから活用しました。

1) 日田市こころの健康についての意識調査

調査対象者：日田市在住の18歳以上の男女1,000人

調査方法：郵送法（郵便による調査票配布・回収）またインターネットによる回答

調査期間：令和5年10月5日～令和5年10月31日

有効回収数・回収率：423人（42.3%）

<図表10 年代、性別>

単位：上段：%、下段：人

	サンプル数	男性					女性					無回答	無回答
		18歳	40歳	65歳	75歳以上	計	18歳	40歳	65歳	75歳以上	計		
全体	423	44.0%	6.6%	20.1%	9.9%	7.3%	54.4%	10.4%	26.5%	11.1%	6.1%	0.2%	1.7%
		186	28	85	42	31	230	44	112	47	26	1	7

2) 健康づくりアンケート

調査対象者：日田市在住の各年代男女 計2,411人 *各年代別に対象者を抽出

- ・※乳幼児期（保護者）
- ・学童思春期（小学6年生、中学2年生、高校2年生）
- ・青壮年期（20～64歳） ・高齢期（65歳以上）

調査方法：配布及び郵送法（郵送による調査票配布・回収）

※乳児期及び幼児期は保護者による回答

青壮年期、高齢期はインターネット回答も含む

調査期間：令和5年8月～令和5年12月

有効回収数・回収率：1,630人（67.6%）

※乳幼児期については、保護者による回答のため学童思春期以降の対象分のみ活用

(2) 調査結果の主な概要

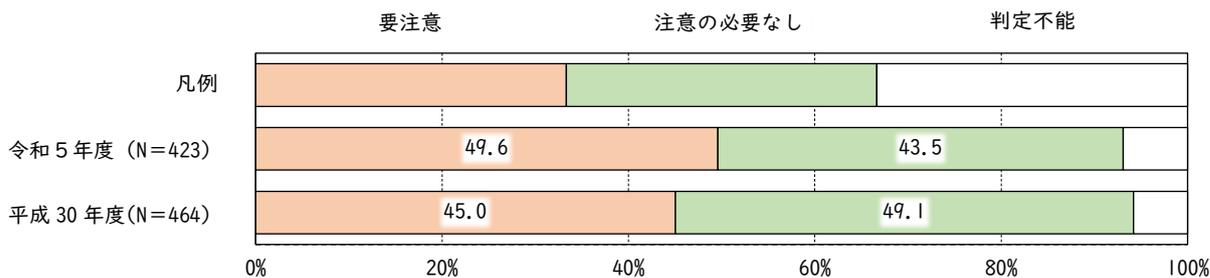
① 日田市こころの健康についての意識調査

1) 心の健康度自己評価

【心の健康に関する注意が必要な人の割合（経年比較）】

心の健康に関して「要注意」と判断される人の割合は49.6%となっており、この割合は、前回調査と比較すると4.6ポイント高くなっています。

<図表 11 心の健康に関する注意が必要な人の割合（経年比較）>

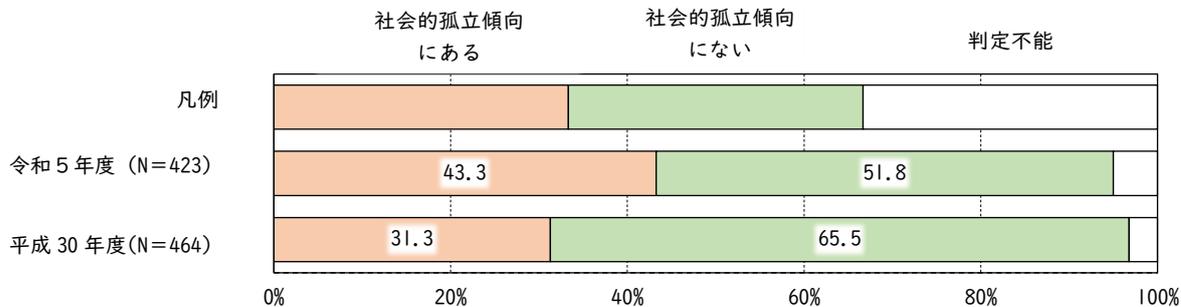


2) ソーシャルサポートの状況

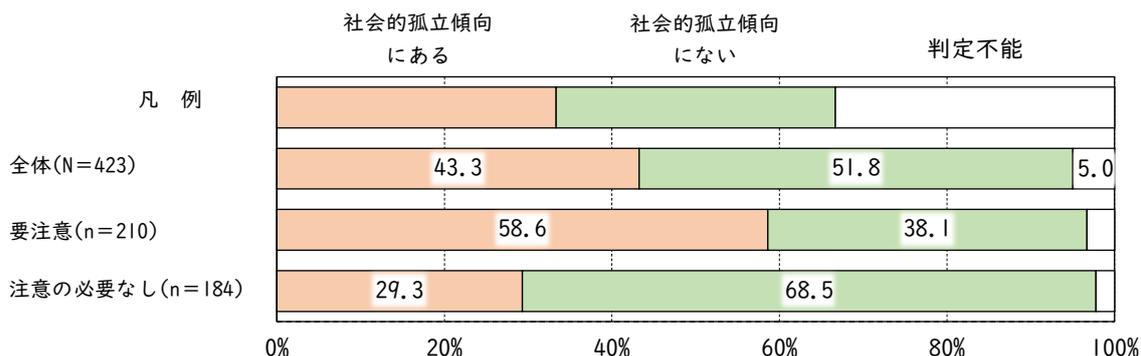
【社会的孤立傾向にある人の割合（経年比較）】

社会的孤立傾向にあると判断される人の割合は43.3%となっており、前回調査と比較すると12.0ポイント高くなっています。

<図表 12 社会的孤立傾向にある人の割合（経年比較）>



<図表 13 社会的孤立傾向にある人の割合（心の健康度自己評価別）>

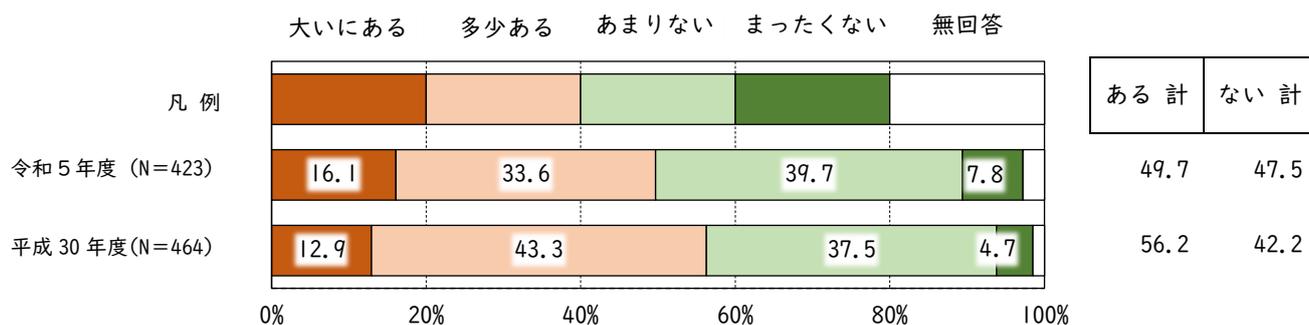


3) 日常生活での不満や悩み、苦労やストレスについて

【日常生活での不安や悩み、苦労やストレスの有無】

日常生活での不満や悩み、苦労やストレスが「大いにある」「多少ある」人の割合は、49.7%となっており、前回調査と比較すると、6.5ポイント低くなっています。

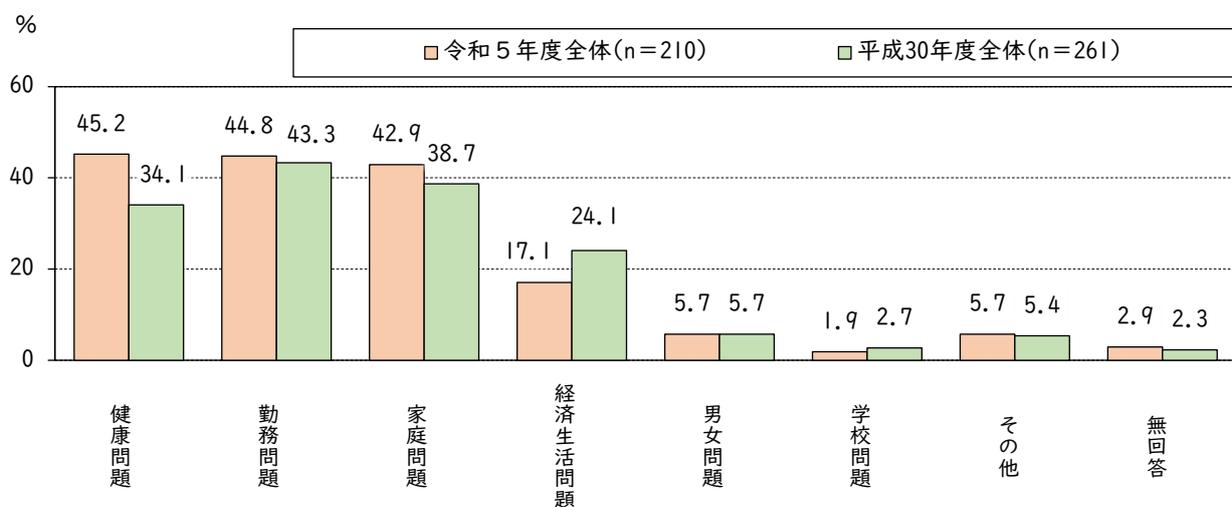
<図表 14 日常生活での不満や悩み、苦労やストレスの有無>



【日常生活での不満や悩み、苦労やストレスの原因】

「健康問題」が最も高くなり（45.2%）、次いで「勤務問題」、「家庭問題」となっています。前回調査と比較すると、「健康問題」の割合が11.1ポイント増加しています。

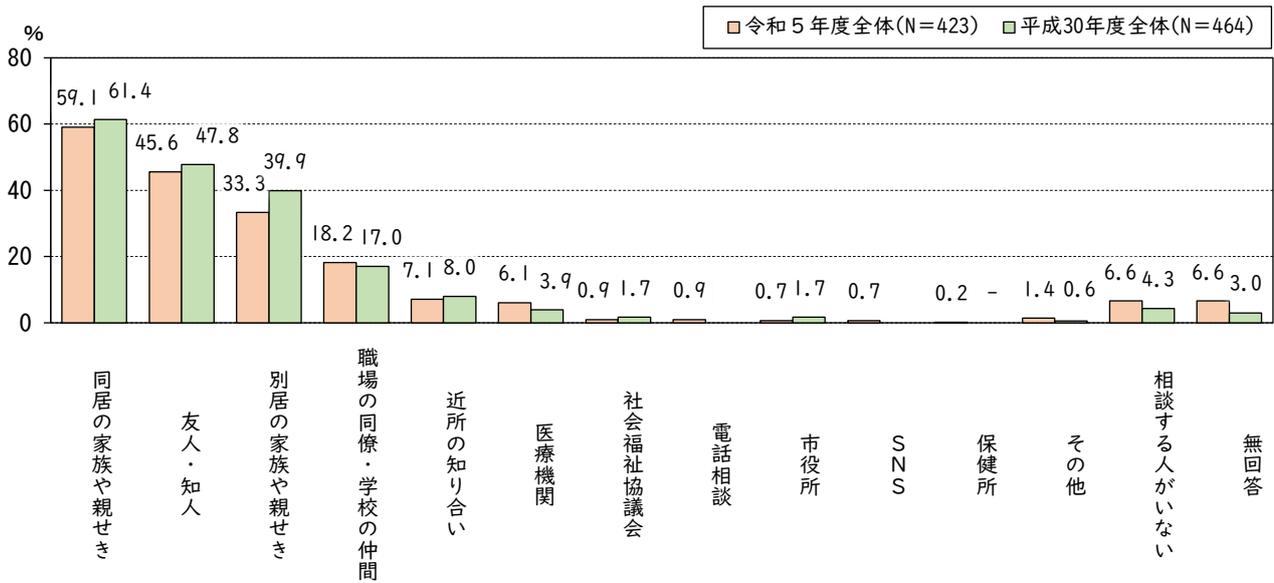
<図表 15 日常生活での不満や悩み、苦労やストレスの原因>



【日常生活での悩みや相談ごとの相談先】

日常生活の悩みや相談ごとの相談先については「同居の家族や親せき」が最も高く（59.1%）なり、次いで「友人・知人」「別居の家族や親せき」となっており、前回調査と同様の傾向ですが、「相談する人がいない」と答えた人の割合が前回調査よりも増加しています。

<図表 16 日常生活での悩みや相談ごとの相談先>

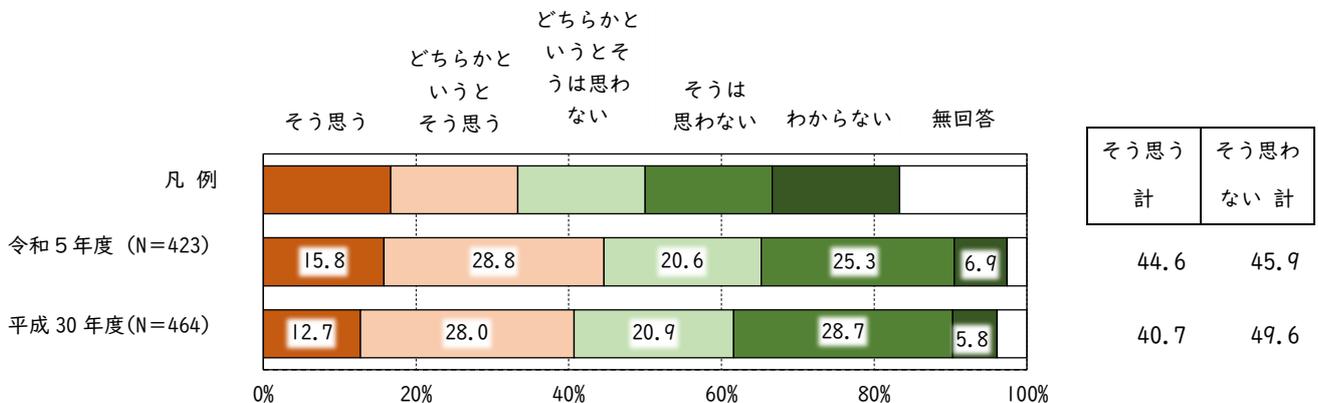


【悩みやストレスを誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか】

悩みやストレスを誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる人は、44.6%となっており、前回と比較すると、4ポイント程度増加しています。

<図表 17 悩みやストレスを誰かに相談したり、

助けを求めたりすることにためらいを感じるか>

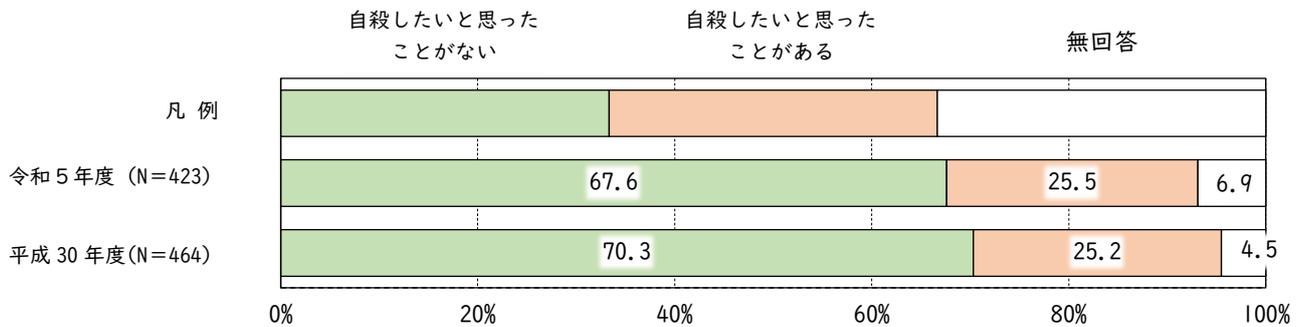


4) 自殺願望について

【本気で自殺したいと考えたことの有無】

「自殺したいと思ったことがある」と答えた人は25.5%となっています。前回と比較すると、「自殺したいと思ったことがない」と答えた人の割合は2.7ポイント低くなっています。

<図表 18 本気で自殺したいと考えたことの有無>

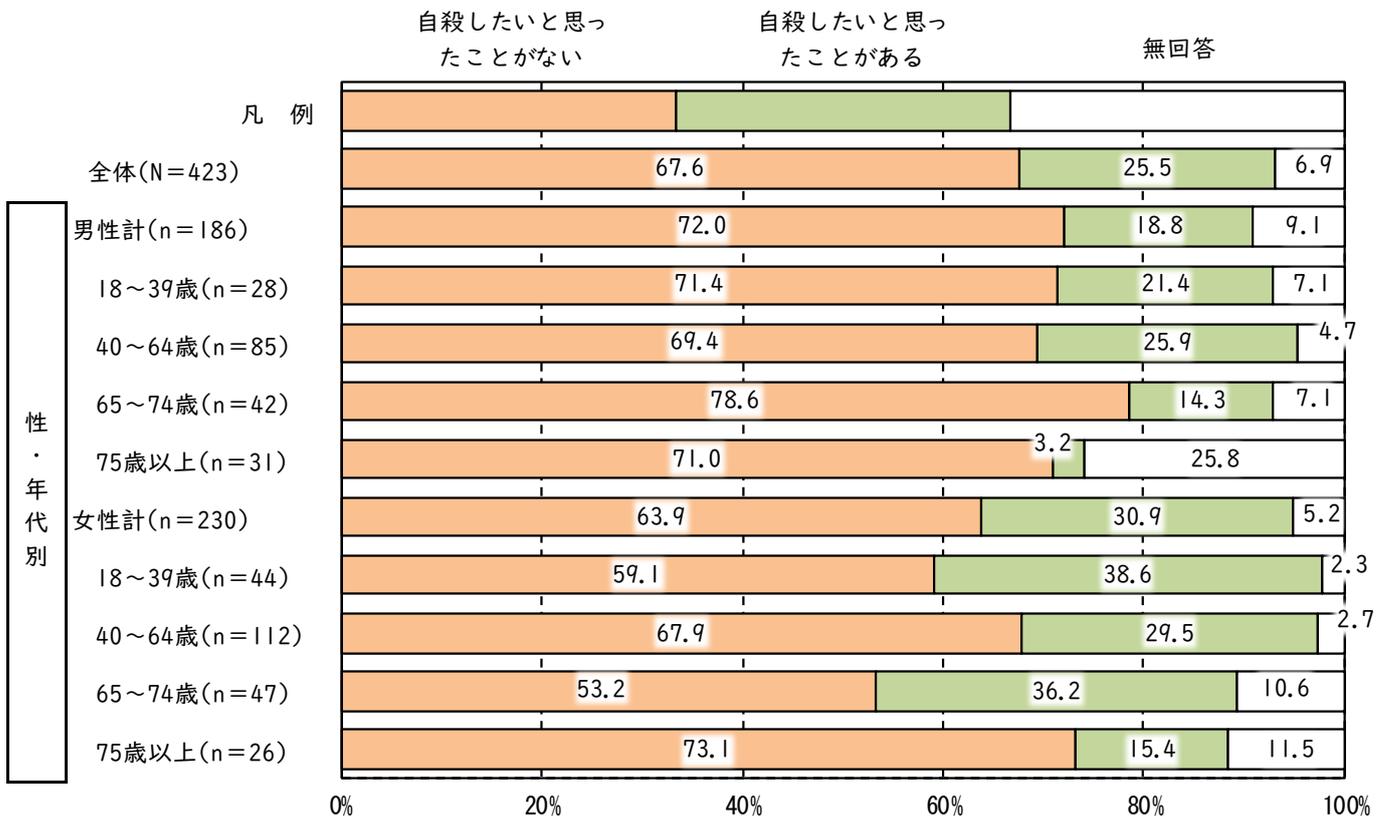


【本気で自殺したいと考えたことの有無（性・年代別）】

性別で見ると、「自殺したいと思ったことがある」と答えた人の割合は、男性（18.8%）に比べると、女性の方が10ポイント以上、高い割合になっています（30.9%）。

年代別に見た場合でも、女性18～39歳（38.6%）、次いで女性65歳～74歳（36.2%）、女性40歳～64歳（29.5%）の順となっており、いずれも女性となっております。

<図表 19 本気で自殺したいと考えたことの有無（性・年代）>

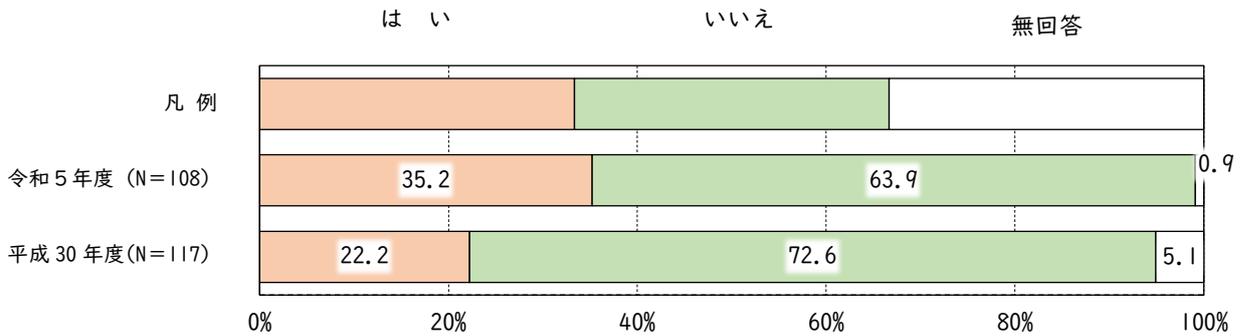


【最近1年以内に自殺したいと思ったことがあるか】

「自殺したいと思ったことがある」と答えた方に、最近1年以内に自殺したいと思ったことがあるか聞いたところ、「はい」と答えた人は35.2%となっています。

前回と比較すると、13.0ポイント高くなっています。

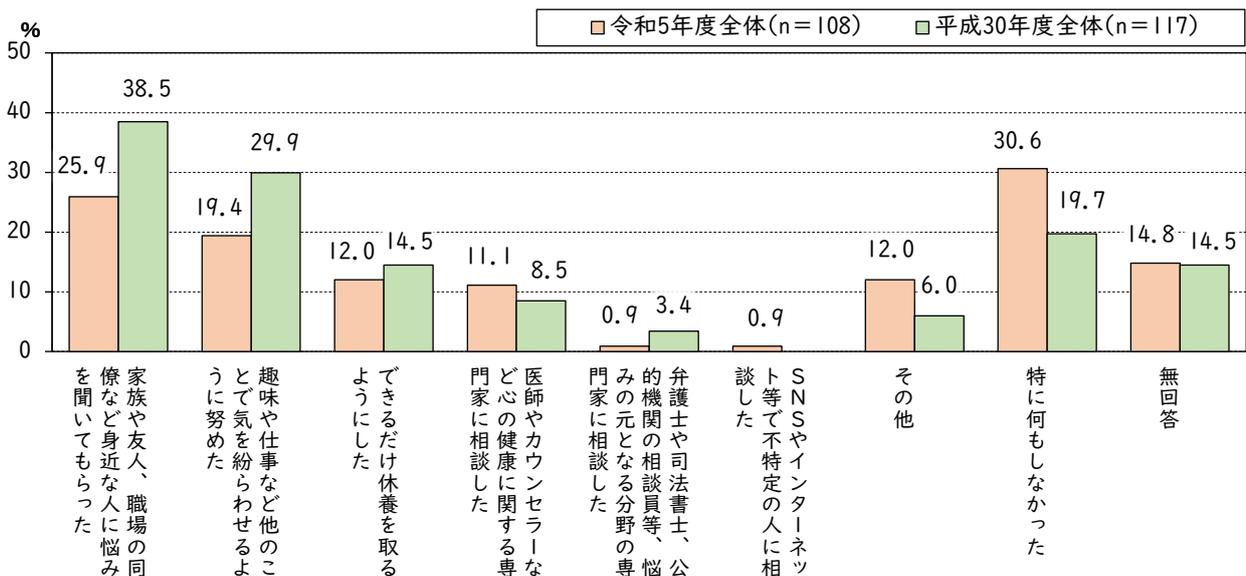
<図表 20 最近1年以内に自殺したいと思ったことがあるか>



【自殺したいと思ったときに乗り越えた方法】

自殺したいと思ったときに乗り越えた方法は、前回調査と同様に「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」が最も高くなっていますが（25.9%）、その割合は10ポイント以上減少しています。一方で、「特に何もしなかった」と答えた人の割合は、前回調査よりも10ポイント以上増加しています。

<図表 21 自殺したいと思ったときに乗り越えた方法>



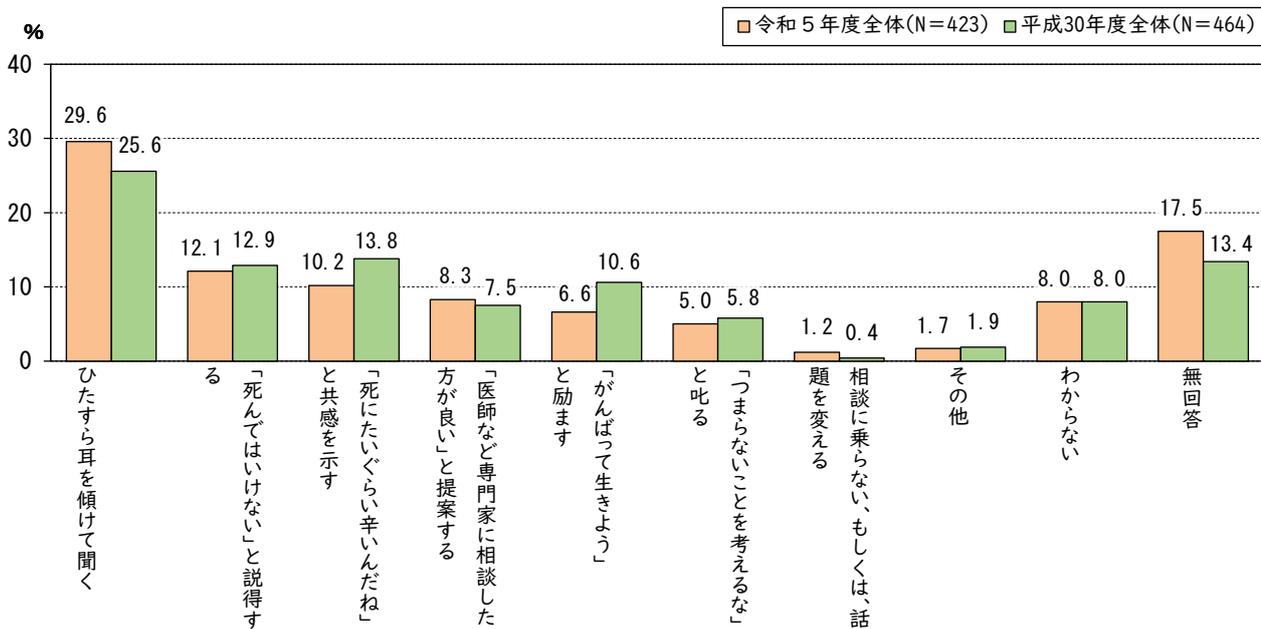
5) 身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応

【身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応】

「ひたすら耳を傾けて聞く」が最も高く、次いで「死んではいけない」と説得する」「死にたいぐらい辛いんだね」と共感を示す」となっています。前回と比較すると「ひたすら耳を傾けて聞く」が高くなっている一方「がんばって生きよう」と励ます」は低くなっています。

(注) 自殺の危険を抱えている人を支援する時には、本人と支援者自身の身の安全を確保した上で、傾聴することが大切とされています。

<図表 22 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応>

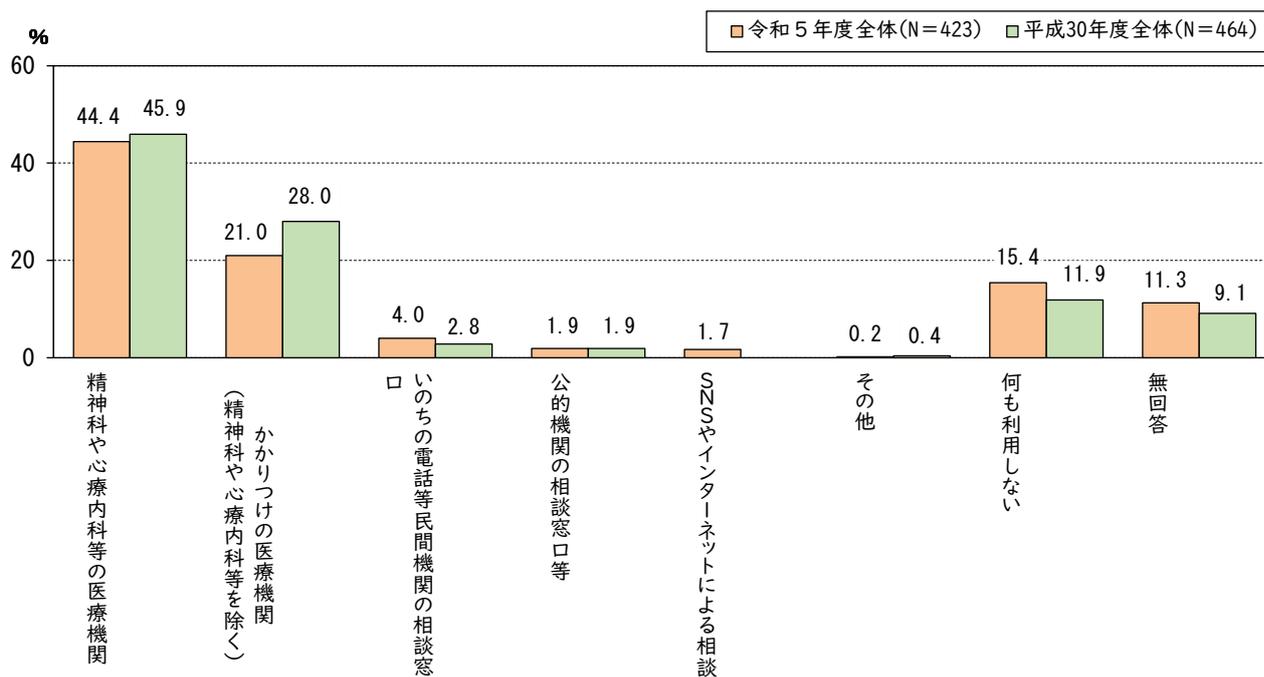


6) 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたときの対処について

【自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたときの対処】

利用したいと思う専門の相談窓口については、「精神科や心療内科等の医療機関」が最も高く、次いで「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」の順となっています。前回と比較すると、「かかりつけの医療機関」は7.0ポイント低くなっています。

<図表 23 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたときの対処について>



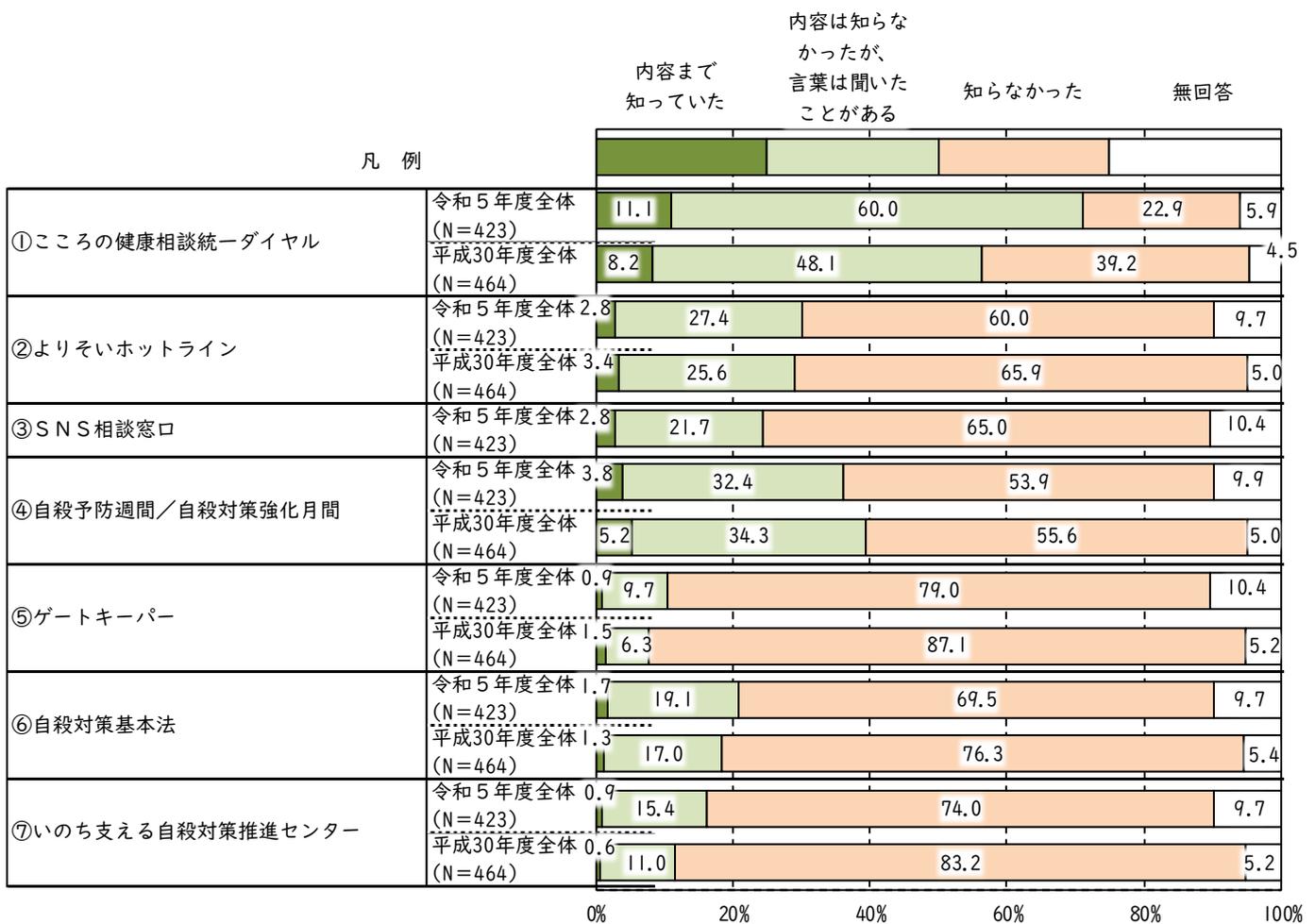
7) 自殺対策に関する施策の認知状況

【自殺対策に関する施策の認知状況】

自殺対策に関する施策の認知状況をみると、①こころの健康相談統一ダイヤルについては、「内容まで知っていた」、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」人の回答割合を合計すると、7割以上となっており、前回調査よりも増加しています。

一方で、その他の施策についてのこの割合を見ると、最も多い④自殺予防週間/自殺対策強化月間でも、4割未満となっています。特に、⑤ゲートキーパーについては、「知らなかった」と回答した人の割合は約8割となっています。

<図表 24 自殺対策に関する施策の認知状況>



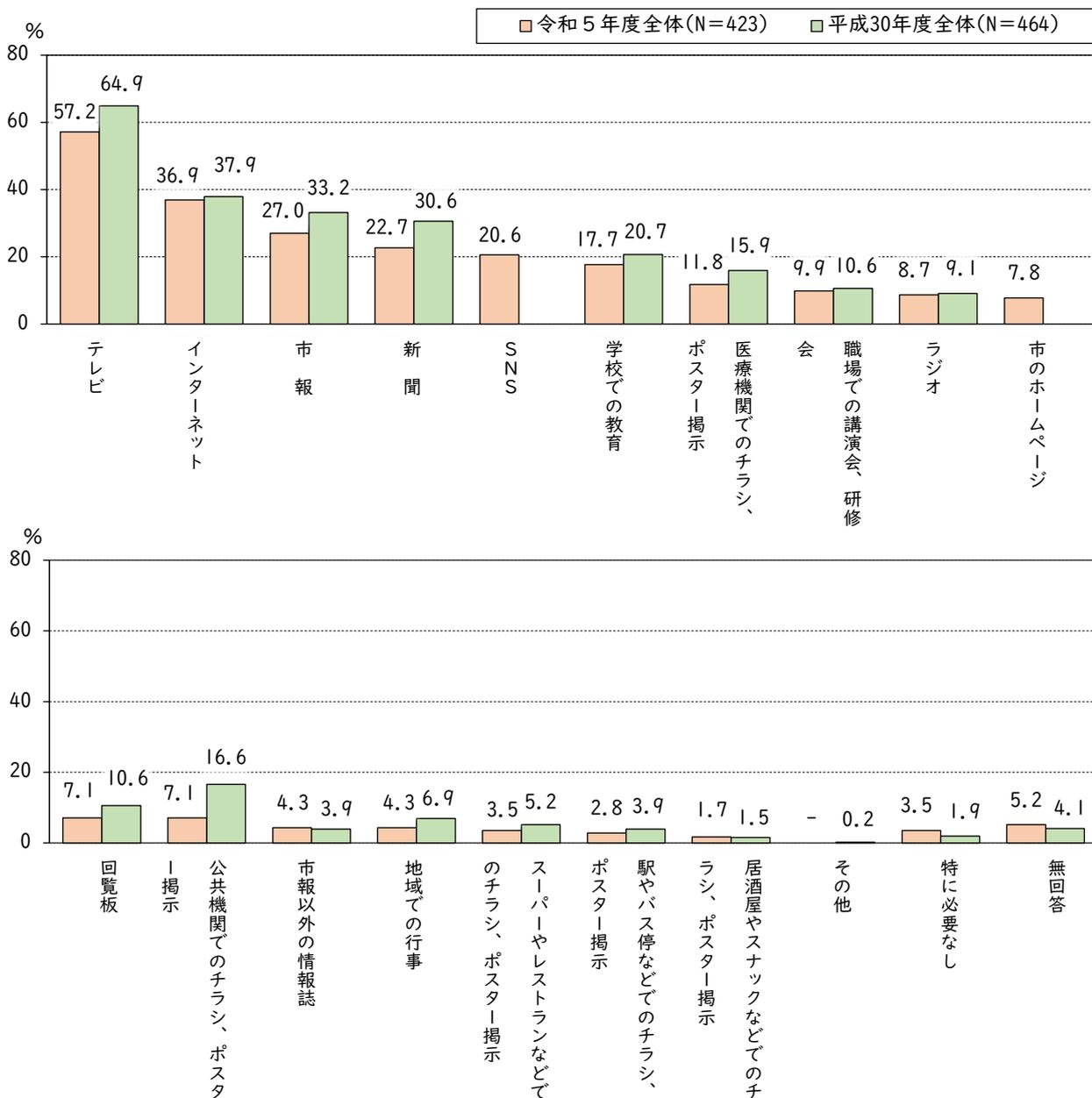
8) 自殺対策に関する情報を入手するとしたらよいと思う場所や方法

【自殺対策に関する情報を入手するとしたらよいと思う場所や方法】

自殺対策に関する情報を入手するとしたらよいと思う場所や方法について聞いたところ、「テレビ」が最も高く、以下「インターネット」「市報」と続いています。

前回と比較すると、「公共機関でのチラシ、ポスター掲示」と答えた人の割合が9.5%ポイント低くなっています。

<図表 25 自殺対策に関する情報を入手するとしたらよいと思う場所や方法>



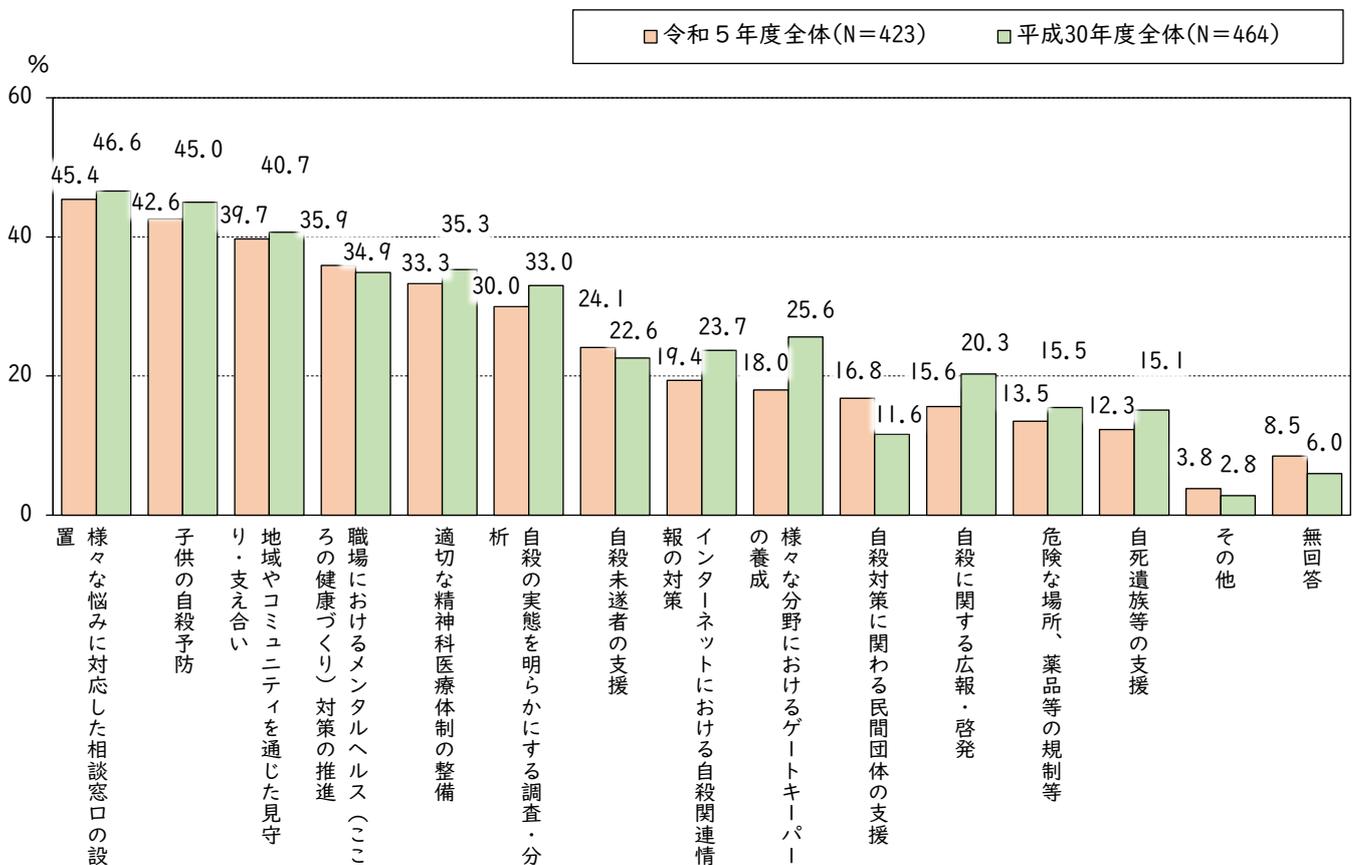
9) 今後必要になると思う自殺対策

【今後必要になると思う自殺対策】

今後必要になると思う自殺対策について聞いたところ、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が最も高くなっており（45.4%）、次いで「子供の自殺予防」、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」となっています。

前回調査と比較すると、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」と答えた人の割合が7.6ポイント以上と最も大きく減少しています。

<図表 26 今後必要になると思う自殺対策>



3. 第1期計画の課題における取組内容と評価

【第1期計画における取組内容】

- 心の健康を維持するための生活や心の病気への対応を理解できる取組
(主な取組)・心の健康に関する健康教育の実施
- 無職者・失業者、生活困窮者対策と自殺対策との連動、働き盛り世代への対策・支援
(主な取組)・生活困窮者自立支援事業の実施
- 相談体制の整備及びネットワークの構築
(主な取組)・精神医療保健福祉連携会議の実施
・地域自立支援協議会の開催
- 高齢者が健康でいきいきと暮らせる環境の整備
(主な取組)・介護予防事業の実施
・高齢者への総合相談事業、地域包括支援センターの運営
- 自殺に関する知識や対策等の普及啓発・周知及び自殺対策のための資源の発掘・推進
(主な取組)・自殺予防普及啓発の実施
- 子どもや若者の自殺リスクを減らす取組の強化
(主な取組)・児童生徒の自立支援事業の実施
・心の相談員派遣、登校支援員活用事業の実施
- 被災者の心のケアを充実・被災者を支え合う環境づくり
(主な取組)・大規模災害における被災者の心のケア

【取組の評価】

上記の取組の評価として、第1期計画における目標数値は、令和6年度の自殺死亡者数を11人以下に抑えることと設定しており、これに対して令和5年の自殺死亡数は12人となったものの、第1期計画期間中における平均値は11人となっていることから、概ね目標水準は達成できています。

一方で、こころの健康についての意識調査の結果において、「うつ病のサイン」に気づいたときの対処として「何も利用しない」と答えた人の割合が増加していることや、自殺対策に関する施策の認知状況が、こころの健康相談統一ダイヤルを除き、浸透していない状況にあることから、第2期計画においては、こころの病気や健康についての正しい知識の普及啓発を効果的に推進していくことが求められます。また、第1期計画期間中において、相談しやすい環境の整備をするためのネットワークの構築に関する取組が十分に進んでいないことから、取組を進めることが必要です。

4. 計画の数値目標

国が自殺総合対策大綱に示す数値目標は、令和8年までに自殺死亡率^{*})を平成27年の18.5と比べて30%以上減少となる13.0以下としています。

これを踏まえ本市では第2期の自殺対策計画の最終年である令和11年までに平成27年の20.2と比べて30%以上の減少となる14.1以下を目標とします。

	【基準】 平成27年	【現状】 令和5年	【目標】 令和11年
自殺死亡率	20.2	19.3	14.1
自殺者数(人)	14	12	8

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数のことです。令和11年の自殺者数は令和12年の年人口推計値(53,844人)を使用して算出しています。

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計))

第3章 自殺対策における取組

本計画は、「地域自殺対策政策パッケージ」を踏まえ、全ての自治体で取り組むことが望ましい「基本施策」と、それぞれの地域での自殺に関する実状を踏まえた「重点施策」で構成されています。

「基本施策」は、日田市での自殺対策を進める上で欠かすことのできない基盤の取組を構成しています。「重点施策」ではいのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロフィール」を基に重点的に取り組むべき課題を示しています。

第2期計画におきましても、このような体系としながらも、第2章において分析を行った本市における自殺者の動向に関する統計や、こころの健康についての意識調査の結果の内容等を踏まえ、効果的に自殺対策を推進する観点から、特に以下の取組について重点的に取り組みます。

〈第2期計画において重点的に取り組む対策〉

- (1) 女性の自殺対策の推進 (P38)
- (2) 男性の「働き盛り世代」(中高年層)への自殺対策の強化 (P34)
- (3) ゲートキーパーの養成の充実 (P27)
- (4) 自殺未遂者、自死遺族等への支援の充実 (P29)

第2期計画の基本方針 ★印：第2期計画において特に重点的に取り組むもの。

(1) 日ごろからの健康づくりの更なる推進

心の健康状態は身体機能や社会とのつながりに深く関与すると考えられることから、心の健康を維持するための生活や心の病気への対応を多くの人々が理解し、対処できるよう日ごろから健康づくりについて必要な情報を得られるようにする。

(2) 重点的な取組が必要な対象者への取組

① 高齢者

重点項目として、「高齢者」があげられていること、高齢者は身体機能や社会のつながりが薄れ、孤立し孤独を感じざるを得ない状況になるほか、問題の発見の遅れにつながる恐れもあるため、介護予防事業への取組を強化し、高齢者が健康でいきいきと暮らせる環境づくりを推進する。

② 生活困窮者

自殺の原因・動機別では経済・生活問題が増加しており、生活困窮が自殺の大きなリスク要因となっており、重点項目としても「生活困窮者」があげられていることから、経済的な支援に留まらず、生活背景にある様々な問題を含めた包括的な支援を行う。

③ 働き盛り世代(★)

中高年男性の自殺が多いこと、自殺原因・動機別状況では、健康問題、経済・生活問題、勤務問題の順に多いこと、重点項目として、「勤務・経営」があげられていることから、事業所や職域団体とも連携し、働き盛り世代への対策・支援に取り組む。

④ 子どもや若者

今後求められる自殺対策として「子どもの自殺予防」という回答が多いことや、国の調査においても最も高いことから、今後子どもや若者の自殺対策が重要である。

⑤ 自然災害における被災者

被災者の心のケアを充実するとともに、日頃から関係機関や地域のネットワークを強化し社会全体で被災者を支え合う環境づくりに注力する。

⑥ 女性(★)

本気で自殺したいと思ったことがある人の割合が最も高いのは女性18歳～39歳であったこと、また、大分県の統計より40歳代、50歳代の女性の自殺死亡割合が高くなっていることから、女性が抱える様々な悩みや不安に対する支援を行う。

(3) 支援体制・推進体制

身近に相談できる、または相談しやすい環境を整備するため、多くの人や機関とのネットワークを構築する。

(4) 人材育成の強化

自殺に関する知識や対策等の普及啓発・周知を図るほか、自殺予防に関わる人材育成を強化するため、自殺対策のための資源を発掘・推進していく。

「ゲートキーパー」の養成に取り組む。(★)

(5) 孤独・孤立させないための地域づくり

社会的孤立傾向が高い人ほど本気で自殺したいと考えたことがある人が多い傾向にある。地域社会の変化により人間関係の希薄さや、新型コロナウイルス感染症等による感染への不安、行動制限により活動の場の減少で孤立を感じてしまう人もいるため、孤独・孤立させないよう人と人とのつながりを実感できる地域づくりに取り組む。

(6) 自殺未遂者・自死遺族等への支援の充実(★)

再度の自殺企図を防ぐために、自殺未遂者への支援を行う。また、自死遺族への支援の充実を図る。

<施策体系>

【日田市目標】誰も自殺に追い込まれることのない日田市へ

生きる支援関連施策

基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 自殺未遂者・自死遺族等への支援の充実
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- (1) 高齢者への対策
- (2) 生活困窮者への対策
- (3) 勤務・経営問題による自殺対策
- (4) 子ども・若者への対策
- (5) 災害被災者への対策
- (6) 女性への自殺対策

1. 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺に至る要因の多くは、家庭や経済、職場、学校などの様々な問題が関連しています。これらの要因に対応するためには、関連する全てのネットワークの連携が必要不可欠であると考えます。

SOSに瞬時に気づき、早い段階で確実に支援につなげていくことが必要です。そのためには、自殺の要因となり得る様々な課題に対して支援にあたる人々が、自殺対策の一翼を担っているという意識をもち、互いに連携し包括的に支援を行うためのネットワークを構築します。

事業名、事業内容	実施主体
<input type="checkbox"/> 地域自立支援協議会の開催 医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークを構築する。	社会福祉課
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） 生活困窮者に対する相談、支援を行う。	
<input type="checkbox"/> 障がい者基幹相談支援センター事業 障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援、必要な支援を行う。関係機関との連絡調整等を行う。	
<input type="checkbox"/> 精神医療保健福祉連携会議 精神障がい者が地域で安心して生活が送れるように、地域での支援や関わりについて、関係機関で現状や課題を明らかにする。	社会福祉課 健康保険課
<input type="checkbox"/> アルコール関連問題連携会議 断酒会、専門医療機関、行政等、関係機関が集まり、アルコール依存症に関する情報共有や相談対応について協議を行う。	健康保険課
<input type="checkbox"/> 日田市自殺対策委員会・推進委員会 有識者や行政、市民代表、労働関係等の委員で構成される委員会において自殺対策について協議し、日田市自殺対策計画の進捗状況の評価や助言を行う。	
<input type="checkbox"/> 高齢者虐待防止及び養護者に対する支援等の取組 地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	長寿福祉課

事業名・事業内容	実施主体
<p>□日田市地域子育て支援連絡協議会 要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止対策の充実を図る。</p>	<p>こども未来課</p>
<p>□いじめ防止対策業務 各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、組織的体制によるいじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防及び保護者や関係機関との連携を図る。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>□幼保小連携事業 保育園、認定こども園、小学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。</p>	
<p>□日田市男女共同参画基本計画の推進 男女共同参画社会の実現を目指して、各種施策を推進していく。</p>	<p>地域振興課</p>

(2) 自殺対策を支える人材の育成【★】

自殺に至るまでには様々な要因が考えられますが、悩みを抱える人に対してSOSを察知できる環境があれば、自殺を阻止できる可能性が高くなります。そのためにも自殺への危険を示すサインに気付き、時には見守りながら必要時に相談を受け、支援機関につなぐことができる人材（ゲートキーパー※）の育成が必要です。このような役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を推進します。

事業名、事業内容	実施主体
<input type="checkbox"/> 職員の研修事業 市職員のメンタルヘルス研修を実施する。	総務課
<input type="checkbox"/> 民生・児童委員事務 民生・児童委員による地域の相談・支援等を実施する。	社会福祉課
<input type="checkbox"/> 認知症サポーター養成講座 認知症を身近なこととしてとらえ人権意識を深めるとともに、多くの世代で互いに支えあい、誰もが住みやすい地域づくりを目指す。	長寿福祉課
<input type="checkbox"/> 組織育成支援 地域全体の健康のレベルアップを図るために、地域組織との連携を図りながら、地域保健活動を推進する。	健康保険課
<input type="checkbox"/> 保健師の人材育成 保健師を対象に、実際の相談の現場において必要な助言の提供等ができるよう育成を行う。	
<input type="checkbox"/> ゲートキーパー養成研修 悩んでいる人に気づき、地域での支援力が高まるよう、市民を対象に「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。	
<input type="checkbox"/> 健康づくり住民組織（OB会、患者会、ボランティアの会） OB会、患者会、ボランティアの会等、健康づくり住民組織の運営や活動を支援する。	
<input type="checkbox"/> 生活指導・健全育成（教職員向け研修等） 問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。	学校教育課

※ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと
 別名：命の門番

(3) 市民への啓発と周知

自殺の現状や自殺対策への理解の促進を図るため、自殺の要因となり得る様々なストレスとのつき合い方やセルフケアに関する知識の普及、相談窓口の周知などこころの健康の保持・増進の取組を展開します。

また、インターネットやスマートフォン、SNS等の普及による自殺への誘引・勧誘等の問題、ハラスメントなどの人権問題も顕在化しています。各関係部署で連携し、差別や偏見等をなくす取組や情報モラルに関する啓発、生きづらさや孤立につながる新たな課題への対応に取組みます。

事業名、事業内容	実施主体
<p>□自殺予防普及啓発 自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)を中心に、行政、医療機関、民間団体等と連携しながら、自殺予防の普及啓発を実施する。</p>	<p>健康保険課 社会福祉課</p>
<p>□ふれあい宅配講座事業 市内の団体・グループの要請により、職員が出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝えることで、住民の学習機会の充実や意識啓発の推進、市民相互の生涯学習のまちづくりを推進する。</p>	<p>社会教育課</p>
<p>□図書館での啓発 相談窓口についてのパンフレットや啓発グッズ等を設置し、こころの健康に関する普及啓発を行う。</p>	<p>淡窓図書館</p>
<p>□こころの健康づくりや相談体制等の普及啓発 こころの健康づくりや相談体制等について、リーフレット・ホームページ等で市民へ周知する。</p>	
<p>□こころの健康に関する健康教育の実施 こころの健康について、地域や団体への集団指導を行い、うつ病や心の健康について普及啓発を図る。</p>	<p>健康保険課</p>
<p>□生活習慣病予防 健康普及イベント・保健指導・健診結果相談会を実施し、生活習慣病予防の普及啓発を図る。</p>	
<p>□人権啓発事業 人権意識を高めるための啓発を行う。</p>	<p>人権・部落差別解消推進課 人権・部落差別解消教育課</p>
<p>□学校人権教育事業 自己肯定感の育成をはじめとする人権教育の指導内容・方法の充実を図ることにより、自他の命を守る意識を高める。</p>	<p>人権・部落差別解消教育課</p>

(4) 自殺未遂者、自死遺族等への支援の充実【★】

各関係機関等と連携し、自殺未遂者の把握に努めるとともに、自殺未遂者の背景にある要因の把握や危険因子を減らすための支援をします。自殺未遂者の家族や支援者も対応に悩み、ストレスを抱えていることから、家族等への支援も行います。

事業名、事業内容	実施主体
<p><input type="checkbox"/> 「自死遺族のつどい」に関する周知</p> <p>大分県こころとからだの相談支援センター主催の「自死遺族のつどい」について市民に広報等で周知する。</p>	健康保険課
<p><input type="checkbox"/> 自殺企図者への支援</p> <p>本人または家族の同意のもと、保健所からの情報提供に基づき、自殺企図者またはその家族に早期の相談、自殺企図の要因に応じた相談先の紹介等の対応を行うことで再度の自殺企図を防止する。</p>	

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

若年層の自殺者数は増加しており、自殺に至る要因の一つに学校問題があります。児童生徒が命の大切さを実感し、様々な問題やストレスへの対処方法を身につけ、困った時には助けを求めているということを学べる教育に取り組んでいきます。

事業名、事業内容	実施主体
<p>□いじめ防止対策業務【再掲】</p> <p>各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、組織的体制によるいじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防及び保護者や関係機関との連携を図る。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>□教育相談業務</p> <p>児童生徒・保護者・教職員の教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面・電話で受け付ける。</p>	
<p>□児童生徒の自立支援事業</p> <p>心理や社会福祉等の専門的な知識や技術を有する臨床心理士・スクールソーシャルワーカー・心の相談員が面談や訪問により、いじめや不登校のほかさまざまな課題を抱えた児童生徒・保護者・教職員に対し、関係機関等とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。</p>	
<p>□心の相談員派遣、登校支援員活用事業</p> <p>不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し、学校復帰や社会的自立を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習や活動を実施支援する。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援する。</p>	
<p>□「やまびこ学級」運営事業</p> <p>学校に登校していない児童生徒の居場所を保障しながら、通級による生活リズムづくりや情緒の安定、基礎学力の補充、人間関係づくり等を通して自立心や社会性をはぐくみ、一人ひとりが目指す姿の実現に向けて支援する。</p>	

2. 重点施策

(1) 高齢者への対策

高齢者は加齢による心身の機能低下などの健康問題や定年退職、配偶者との死別などにより、社会的孤立を感じやすく、生きる意欲を失う人が増加する傾向にあります。従って、自殺に至るケースが増え、今後、団塊世代の高齢化がさらに進行することで、高齢者への自殺対策は急務といえます。高齢者の居場所づくりや相談体制を充実させるだけでなく、高齢者の孤立を防ぐため、身近な地域の人々との交流や互助を促進していくことが必要です。高齢者のみならず、要介護状態の高齢者を介護する家族への支援も行うことができるよう、多職種連携を強化していき、地域全体で見守る体制づくりを推進します。

事業名、事業内容	実施主体
<p>□高齢者学級（咸宜大学） 60歳以上を対象とした講座の開催や芸術・文化に関わるクラブ活動などを通し、高齢者の生涯学習、生きがいつくりの場を創出していく。</p>	社会教育課
<p>□老人クラブ活動等事業 老人クラブ（おおむね60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）への活動支援を行う。</p>	長寿福祉課
<p>□老人福祉センター趣味の教室の運営 おおむね60歳以上の健康増進や生きがいつくり及び教養の向上を図る。</p>	
<p>□介護者のつどい 認知症の方を介護している家族及び介護者の日ごろの悩みの解消やリフレッシュ、情報交換の場を開設する。</p>	
<p>□高齢者への総合相談事業、地域包括支援センターの運営 日常生活圏域ごとに4ヶ所の地域包括支援センターを設置し高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。</p>	
<p>□高齢者虐待防止及び養護者に対する支援等の取組【再掲】 地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。</p>	

事業名、事業内容	実施主体
<p>□認知症カフェ</p> <p>認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設するための支援を行う。</p>	長寿福祉課
<p>□認知症サポーター養成講座【再掲】</p> <p>認知症を身近なこととしてとらえ人権意識を深めるとともに、多くの世代で互いに支えあい、誰もが住みやすい地域づくりを目指す。</p>	
<p>□介護保険サービス利用相談</p> <p>高齢者本人の自立や生活の質の向上、また家族の介護負担の軽減等を目的に、介護保険サービスの利用に関する相談に応じる。</p>	
<p>□介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>高齢者の生活機能向上を目的に、運動や参加者同士の交流、レクリエーションなどを行う通所型サービスと買い物や掃除などの支援を行う訪問型サービスを提供する。</p>	
<p>□認知症初期集中支援チーム</p> <p>40歳以上で、自宅で生活されており、認知症の疑いのある等一定の基準を満たす人を対象に、認知症サポート医や看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士で構成される認知症の支援チームが、認知症に関する情報提供や必要に応じての病院受診、介護保険サービスなどの利用につなげるための支援を行う。</p>	
<p>□介護予防普及啓発事業</p> <p>65歳以上の方を対象に介護予防を目的とした健康相談や健康教育を行う。</p>	健康保険課

(2) 生活困窮者の対策

生活困窮となる背景は、労働問題や虐待、アルコール等の依存症、精神疾患、ひきこもり、多重債務等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多いと言われています。従って、様々な要因から自殺に至る可能性が高い傾向がうかがえます。生活面や経済面だけでなく、人間関係などに係るあらゆる視点から包括的に支えることが必要であり、このことは無職者・失業者への対策にもつながります。

事業名、事業内容	実施主体
<input type="checkbox"/> 生活保護施行に関する事務 就労支援、資産調査、定期訪問を行う。	社会福祉課
<input type="checkbox"/> 生活保護各種扶助事務 生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助を行う。	
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）【再掲】 生活困窮者に対する相談、支援を行う。	
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） 生活困窮者が家賃の支払いができない場合に給付を行う。	
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業） 住むところがない生活困窮者に、一時的に生活ができるように支援を行う。	
<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） 一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	
<input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者への支援 高齢者等住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居を促進するための必要な措置を検討し、安心して住み続けられる住まいづくりを推進する。	建築住宅課

事業名・事業内容	実施主体
<input type="checkbox"/> 就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務 経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、学用品等を補助する。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	学校教育課
<input type="checkbox"/> 奨学資金貸付事業 経済的理由により、高等学校等に就学困難な児童、生徒及び保護者に対し、奨学金及び入学準備金の貸付を行う。	教育総務課
<input type="checkbox"/> 奨学金給付事業 経済的理由により、高等学校等に就学困難な児童及び生徒に対し、入学に必要な資金の給付を行う。	

(3) 勤務・経営問題による自殺対策【★】

勤務問題については、仕事疲れや職場環境の変化、仕事の失敗、職場の人間関係などであることから、職場と連携し、労働者が心身ともに健康でやりがいを持って働き続けることができるよう、職場におけるメンタルヘルスの重要性を啓発します。

また、働きやすい環境づくり、早期に相談や支援につながるための体制づくりを職域と連携して取り組みます。

事業名、事業内容	実施主体
<input type="checkbox"/> 職員の健康管理事務 職員の心身健康の保持を目的に健康相談や臨床心理士による相談窓口を周知する。	総務課
<input type="checkbox"/> 経営者との相談窓口の設置 経営に関するあらゆる悩みに対して相談に応じる。	商工労政課
<input type="checkbox"/> 総合的な労働相談に関する周知 労働条件、ハラスメント、募集、採用など、労働問題に関するあらゆる分野について相談窓口を周知する。	
<input type="checkbox"/> 健康経営事業所への健康情報の周知 保健所と連携し、健康経営事業所へこころの健康に関する周知、啓発を行う。	健康保険課

(4) 子ども・若者への対策

子ども・若者の悩みの多くは学校問題だけでなく、周囲との人間関係、性的マイノリティによる葛藤など多様化しており、幅広い相談支援体制が必要です。関係機関が連携し、各種相談窓口で対応できるように整備していきます。

事業名、事業内容	実施主体
<p><input type="checkbox"/> 子ども家庭総合支援拠点事業（総合相談及び情報提供） 子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行う。</p>	<p>こども家庭相談室</p>
<p><input type="checkbox"/> 若年者就業支援事業（若年者の就労相談） 若年者に対し、就労相談・就労情報の提供・就職面接会・就労セミナー等を行う。</p>	<p>商工労政課</p>
<p><input type="checkbox"/> 青少年健全育成事業 青少年問題協議会や青少年健全育成大会を開催する。</p>	<p>社会教育課</p>
<p><input type="checkbox"/> 地区公民館における青少年学習事業 自然体験や各種事業を開催し、青少年の豊かな人格形成を図る。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 小中交流研修 「中1ギャップ」解消のため就学前後で小・中学校が相互訪問することにより、よりきめ細かな学習指導・生徒指導の研修及び情報交換を行う。</p>	<p>学校教育課</p>
<p><input type="checkbox"/> 就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務【再掲】 経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、学用品等を補助する。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 教育相談業務【再掲】 児童生徒・保護者・教職員の教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面・電話で受け付ける。</p>	

事業名、事業内容	実施主体
<p>□児童生徒の自立支援事業【再掲】</p> <p>心理や社会福祉等の専門的な知識や技術を有する臨床心理士・スクールソーシャルワーカー・心の相談員が、面談や訪問によりいじめや不登校のほかさまざまな課題を抱えた児童生徒・保護者・教職員に対し、関係機関等とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。</p>	学校教育課
<p>□心の相談員派遣、登校支援員活用事業【再掲】</p> <p>不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し、学校復帰や社会的自立を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習や活動を実施支援する。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援する。</p>	
<p>□「やまびこ学級」運営事業【再掲】</p> <p>学校に登校していない児童生徒の居場所を保障しながら、通級による生活リズムづくりや情緒の安定、基礎学力の補充、人間関係づくり等を通して自立心や社会性をはぐくみ、一人ひとりが目指す姿の実現に向けて支援する。</p>	
<p>□いじめ防止対策業務【再掲】</p> <p>各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、組織的体制によるいじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防及び保護者や関係機関との連携を図る。</p>	

(5) 災害被災者への対策

本市では、平成24年・平成29年・令和2年に豪雨被害を受けたことにより、被災者に対するケアは重要だと考えています。全国的には、度重なる自然災害により被災者の自殺者も増加していることから、あらゆる面でのケアを行えるような体制づくりに努めていきます。

事業名、事業内容	実施主体
<p>□大規模災害における被災者の心のケア 日田市地域防災計画に基づき、福祉対策班と連携し、救護班を避難所に巡回派遣することで、避難所における「心のケア」を行う。</p>	<p>防災・危機管理課 健康保険課</p>
<p>□災害時の医療救護活動に関する協定 災害時の医療救護活動に関する協定を日田市医師会と締結し、災害時における医療・救護を確保する。</p>	<p>健康保険課</p>
<p>□生活必需品の調達、供給活動 災害により被害を受け、避難所において日常生活を営むことが困難な者等の物資需要を調査し、不足物資の調達及び配給を行う。</p>	<p>商工労政課 社会福祉課</p>
<p>□災害救助費支給事務 災害時等による住宅被災者の一時避難先の提供を行う。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>□大規模災害時等における公営住宅の提供事務 災害時等による住宅被災者の一時避難先の提供を行う。</p>	<p>建築住宅課</p>

(6) 女性への自殺対策【★】

女性にとって大きなライフイベントである妊娠・出産後は、産後うつや環境の変化など様々な悩みやストレスが生じやすい時期です。また、予期せぬ妊娠などにより、身体的・精神的な悩みや不安を抱える妊婦もいます。加えて、女性の自殺の原因・動機には「家庭問題」が多くみられ、夫婦関係、親子関係の不和等の課題もあります。このことから、妊産婦への支援をはじめとする、女性特有の視点を踏まえ寄り添ったきめ細やかな相談支援体制の充実等の取組を推進します。

事業名、事業内容	実施主体
<p>□母子保健（たまご学級） 妊娠中の健康管理や乳幼児期の事故防止対応などについての教室を両親学級として開催する。</p>	健康保険課
<p>□母子保健（妊産婦・新生児訪問指導） 妊婦訪問（ハイリスク者等）や産婦・新生児全戸訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）を実施する。</p>	
<p>□母子保健（こども発達相談） 発達が気になる幼児を対象に、発達検査及び保護者への心理相談を実施する。</p>	
<p>□母子保健 （育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット）事業） 育児に不安を持つ妊産婦に対して、産婦人科と小児科が連携し、小児科医師による保健指導を実施するとともに、必要な方には保健師による相談・指導を実施する。</p>	こども家庭相談室
<p>□母子保健 （育児不安ハイリスク養育者に向けた情報連携システム） 医療機関と行政が連携し、不安を持つハイリスク養育者を妊娠期や産後早期から把握し、訪問等で継続して支援する。</p>	
<p>□母子保健（母子健康手帳交付等） 妊娠中の健康管理のため、母子健康手帳の個別交付と妊産婦健康診査を実施する。</p>	
<p>□DV等に関するあらゆる相談機関等の充実 DV等あらゆる暴力の防止及び相談体制の充実等を図る。</p>	

3. 生きる支援関連施策

自殺対策を直接の目的として行っている事業ではなくても、結果的に自殺対策につながっている取組も少なくありません。市民の生活の支援や困りごとの解決に向けて取り組まれている様々な事業は、一つ一つが「生きることへの包括的な支援」につながっています。基本施策・重点施策と連携させ、庁内が一体となり自殺対策を推進します。

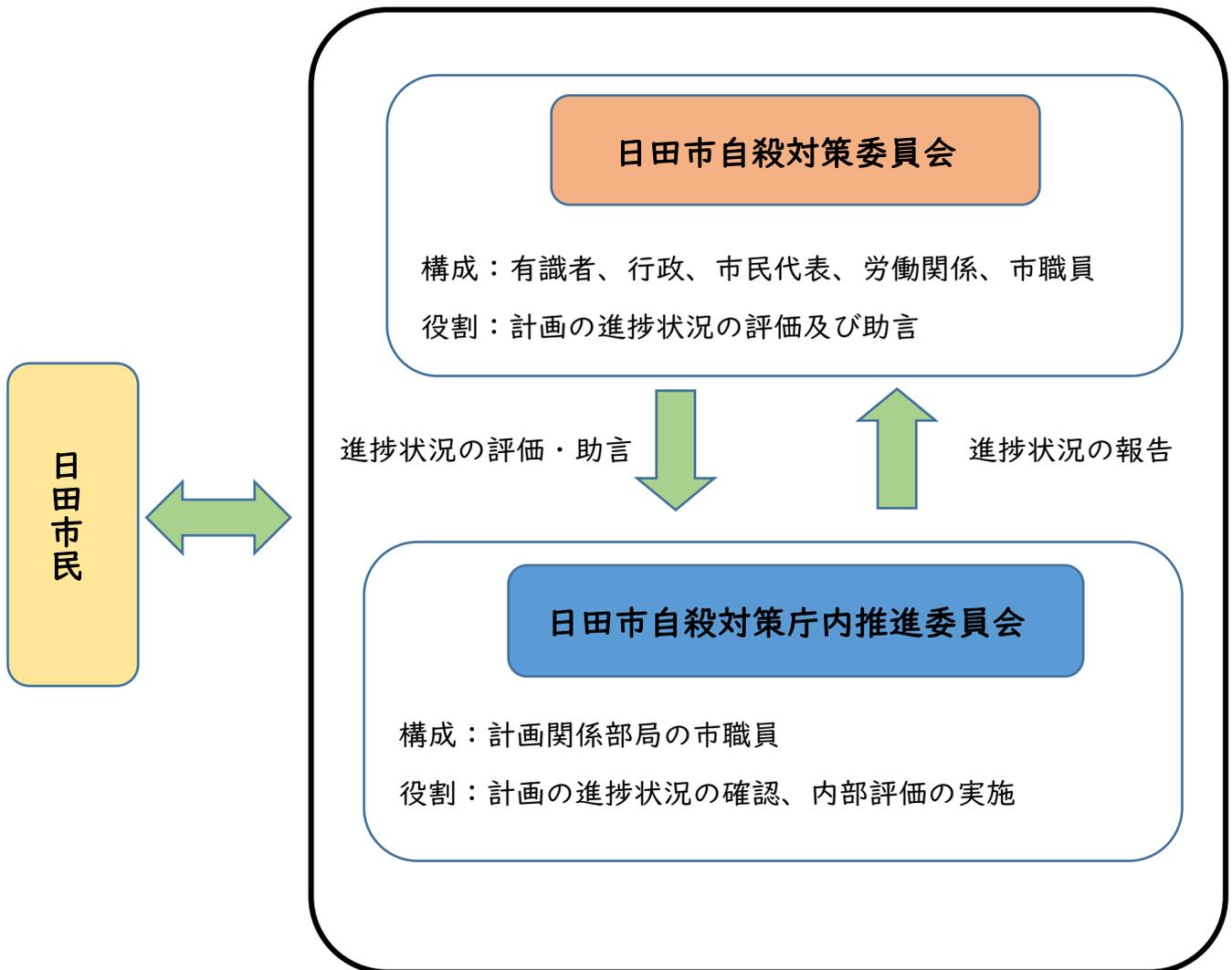
事業名、事業内容	実施主体
<p>□住民への相談事業 住民への相談（来訪・電話）・法律・税務相談を行う。</p>	<p>総務課</p>
<p>□納税相談 住民から納税に関する相談を受付ける。</p>	<p>税務課</p>
<p>□犯罪被害者等支援事業 犯罪被害者等への支援や見舞金を支給する。</p>	<p>市民課</p>
<p>□人権に関する相談 人権に関する相談（来訪・電話）、関係機関への連絡・紹介等を行う。</p>	<p>人権・部落差別解消推進課（京町地区集会所・北友田3丁目地区集会所含）</p>
<p>□障がい児支援に関する事務 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援。 他に障がい児相談支援を実施する。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>□障がい者虐待の対応 障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置する。</p>	
<p>□日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例 障がい者への差別的取り扱いや虐待を禁止し、障がいや障がい者への相互理解の促進を図る。合理的配慮の提供に取り組み、トラブル解決の仕組みを作る。</p>	
<p>□家庭児童等相談室運営事業（母子・父子自立支援員） ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。</p>	<p>こども家庭相談室</p>

事業名、事業内容	実施主体
<p>□子ども家庭総合支援拠点事業（家庭児童相談員） 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。</p>	<p>こども家庭相談室</p>
<p>□施設入所委託事業（ショートステイ） 保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、短期入所生活援助実施施設（児童養護施設等）への入所措置を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。</p>	
<p>□家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）事業 子育てに不安を感じている家庭に対して、孤立感の解消や育児不安の軽減を図るため、研修を受けたボランティアが訪問し、傾聴と協働を行う。</p>	
<p>□消費生活対策 消費者相談や情報提供だけでなく、消費者教育・啓発、消費者団体活動支援を行う。</p>	<p>商工労政課</p>
<p>□高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の運営 緊急通報装置の設置など安心して暮らせる住戸・設備の整備を行うシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、入居者の見守りや生きがいづくりを行う。</p>	<p>建築住宅課 長寿福祉課</p>
<p>□精神保健（精神障がい者の早期発見・早期治療） 精神障がい者の早期発見・早期治療のため、保健師による相談や、ケース会議を実施する。</p>	<p>社会福祉課 健康保険課</p>
<p>□母子保健（妊産婦・新生児訪問指導）【再掲】 妊婦訪問（ハイリスク者等）や産婦・新生児全戸訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）を実施する。</p>	<p>健康保険課</p>
<p>□母子保健（こども発達相談）【再掲】 発達が気になる幼児を対象に、発達検査及び保護者への心理相談を実施する。</p>	

第4章 計画の策定・推進体制

1. 自殺対策の推進体制

自殺対策計画を着実に推進するために、「日田市自殺対策庁内推進委員会」にて各部署との連携を図ります。



資料編



SDGsに関する取組

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。各事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、地域や関係団体などと連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。



日田市自殺対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、日田市自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）の策定及び推進を行うため、日田市自殺対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 日田市の自殺の現状と課題把握に関する事。
- (2) 関係機関・団体における事業の推進・連携に関する事。
- (3) 自殺対策計画の策定及び推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 地域関係者
- (4) 経済・労働関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし委員の委嘱又は任命後最初に招集される委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の定数の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部健康保険課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

日田市自殺対策委員会委員団体名簿

	区分	所属（団体名）
1	学識経験者	日田市医師会
2	医療関係者	大分県公認心理師協会
3	地域関係者	日田市自治会連合会
4		日田市民生委員児童委員協議会
5		日田市老人クラブ連合会
6	経済・労働関係者	日田商工会議所
7		日田地区商工会
8	教育関係者	日田市校長会
9	福祉関係者	相談支援事業所
10		日田市社会福祉協議会 (ひた生活支援相談センター)
11		日田市地域包括支援センター
12	行政機関（労働）	日田労働基準監督署
13	行政機関（警察）	日田警察署
14	行政機関（消防）	日田消防署
15	行政機関（保健）	大分県西部保健所

日田市自殺対策庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 日田市自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）に基づき、日田市の関係部局が取り組むべき施策の進捗管理と次期自殺対策計画を策定するため、日田市自殺対策庁内推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自殺対策に関する業務の情報交換及び相互連携に関すること。
- (2) 自殺対策計画の各部局における施策の取り組みの進捗管理に関すること。
- (3) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (4) その他自殺対策に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 推進委員会に委員長を置き、福祉保健部長をもって充てる。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が推進委員会の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて推進委員会の会議に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 推進委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、福祉保健部健康保険課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	推進委員
1	福祉保健部長
2	総務課長
3	防災・危機管理課長
4	税務課長
5	市民課長
6	人権・部落差別解消推進課長
7	京町地区集会所長
8	北友田3丁目地区集会所長
9	社会福祉課長
10	こども未来課長
11	長寿福祉課長（老人福祉センター）
12	健康保険課長
13	商工労政課長
14	建築住宅課長
15	教育総務課長
16	学校教育課長（教育センター）
17	淡窓図書館長
18	人権・部落差別解消教育課長
19	社会教育課長
20	地域振興課長

令和7年3月

編集・発行／日田市福祉保健部健康保険課

〒877-0003

大分県日田市上城内町1番8号

TEL：0973-24-3000

E-mail:kenkosien@city.hita.lg.jp